

令和8年度蘭越町新規農業研修生募集要項

募集人員	若干名
採用時期	令和8年4月1日
募集要件	(1) 令和8年4月1日までに蘭越町内に生活拠点を移し、住民票を移動させる方。 (2) 農業に精通しているか、もしくは興味があり新規就農を目指す方。 (3) 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方。 (4) 居住する地域になじみ、住民と共に地域活動に取り組む意欲と実行力のある方。 (5) 農業研修修了後は蘭越町内に定住、就農すること。 (6) 就農までの間に自己資金が用意できること。(500万円以上が望ましい。) (7) 2年間の農業研修を受けること。 (8) 普通自動車運転免許を所有していること。
対象作物	トマト又は水稻
募集期日	令和7年10月31日
申込方法	申込書に必要事項を記入等し、必要書類(論文・住民票・健康診断書・自己資金を証明する書類)を添えて提出すること。
申込先	〒048-1301 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町 258 番地 5 蘭越町役場農林水産課農政係
選考試験	1次試験(書類)及び2次試験(面接)による選考を実施し、11月末までに結果を通知する。(町が求める人材像として定める項目「新規就農を目指し、農業研修を行う人材」、「地域協力活動へ積極的に参加する人材」に照らして選考を実施する。)

※下記要件を満たす方については、地域おこし協力隊として応募を受け付けます。

・生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎、山村、離島、半島などの地域に該当しない市町村)から移し、住民票を異動させる者であること。等
詳細は次ページ➡

地域おこし協力隊勤務条件等

身 分	蘭越町会計年度任用職員（パートタイム）
任用区分	一般行政（農業支援員）
業務概要	町内受入れ農家の指導のもと2年間の農業研修を受け、必要な知識や技術等を習得し、任期満了後の新規就農を目指す。
任 期	令和8年4月1日～令和9年3月31日 再度の任用は、任期満了時の勤務実績等を考慮した上で行う。（原則、最長2年間）
勤 務 地	町内受入れ農家地先（選考後に決定）
勤務時間	週35時間シフト制（活動内容による変動有）
休 暇	蘭越町会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則による。
報 酬	月額249,300円
期末勤勉手当	報酬月額2.0月分を支給する。（年額）
活動経費	蘭越町地域おこし協力隊助成金交付要綱に基づき支給する。 ・住宅料 家賃月額30,000円以内 ・通信費 月額5,000円以内 ・自動車借上料 月額10,000円以内 ・自己研さん研修費 蘭越町旅費条例による。
社会保険等	社会保険、雇用保険、介護保険に加入する。
公務災害	町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例による。
服務規律	蘭越町職員服務規則及び蘭越町地域おこし協力隊設置要綱の適用を受ける。なお、営利企業等への従事については、町長の許可をもって可能とする。

※地域おこし協力隊の要件を満たさない方は、国の就農準備資金又は自己資金等を活用して、農業研修を受けることとなります。

【参考】令和8年度蘭越町新規農業研修生採用パターン

＜蘭越町が求める人材像＞

- 新規就農を目指し、農業研修を行う人材
- 地域協力活動へ積極的に参加する人材

A 地域おこし協力隊型

・現在、3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島などの地域に該当しない市町村）に在住しており、任命時、蘭越町へ生活拠点を移し、住民票を異動させることが確実であること。等

B 就農準備資金活用型

・就農予定時の年齢が原則49歳以下であること。
・常勤の雇用契約を締結しておらず、生活費を支給する国の他の事業と重複受給とならないこと。
・前年の世帯所得が600万円以下であること。等

C 自己資金型

・上記のいずれにも該当しない場合。
・交付金の返還リスク等に鑑みて本人が希望する場合。